

2 2 川 監 公 第 1 6 号

平成 2 2 年 1 2 月 1 0 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 5 項及び第 7 項の規定により監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 松 川 欣 起

同 奥 宮 京 子

同 後 藤 晶 一

同 宮 原 春 夫

監査の種別 財政援助団体等監査

監査の対象

1 財政援助団体

(1) 学校法人聖マリアンナ医科大学

(所管部局 健康福祉局保健医療部健康増進課、同地域医療課)

2 出資団体

(1) 財団法人川崎市国際交流協会

(所管部局 総務局総務部交流推進課)

(2) 財団法人川崎市心身障害者地域福祉協会

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(3) 川崎市住宅供給公社

(所管部局 まちづくり局市街地開発部住宅整備課)

3 指定管理者

(1) 財団法人川崎市国際交流協会・東京ビジネスサービス株式会社共同事業体

公の施設の名称 川崎市国際交流センター

(所管部局 総務局総務部交流推進課)

(2) 株式会社サクセスアカデミー

公の施設の名称 川崎市塚越保育園

川崎市南平間保育園

(所管部局 市民・こども局こども本部子育て施策部保育課)

(3) 社会福祉法人厚生館福祉会

公の施設の名称 川崎市たちばな中央保育園

(所管部局 市民・こども局こども本部子育て施策部保育課)

(4) 株式会社日本保育サービス

公の施設の名称 川崎市宮前平保育園

(所管部局 市民・こども局こども本部子育て施策部保育課)

(5) 社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市中原老人福祉センター

川崎市新城老人いこいの家

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(6) 財団法人川崎港湾福利厚生協会

公の施設の名称 東扇島福利厚生センター

(所管部局 港湾局川崎港管理センター港湾管理課)

(7) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設共同運営事業体

公の施設の名称 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設

(所管部局 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課、宮前区役
所区民協働推進部生涯学習支援課)

(8) 学校法人聖マリアンナ医科大学

公の施設の名称 川崎市立多摩病院

(所管部局 病院局経営企画室)

監査の範囲 主として平成21年度執行に係る出納その他の事務

監査の期間 平成22年9月1日から

平成22年11月25日まで

監査の結果

今回の監査は、財政援助団体は当該財政援助に係る出納その他の事務、出資団体は当該出資に係る出納その他の事務、公の施設の指定管理者は当該公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、関係法令に則り、適正かつ正確に執行されているか、また所管部局がこれらの団体に対して、効率的な運営などについて適切な指導監督等を行っているかについて実施した。

監査に当たっては、関係書類について抽出による検査を行うとともに、現地を調査し、関係者から説明を聴取した。

その結果、次の改善措置を要する事項を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。改善措置を要すると認められた事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

1 財政援助団体及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) 補助金の執行手続を適正に行うべきもの

学校法人聖マリアンナ医科大学への補助金の執行手続についてみたところ、支出決定手続において、川崎市事務決裁規程（昭和41年訓令第8号）に定められている決裁区分が誤って手続されていたものがあった。

市は、補助金の支出に当たっては適正に執行手続を行われたい。

（健康福祉局保健医療部地域医療課）

2 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) 財務処理を適正に行うべきもの

財団法人川崎市国際交流協会会計規則（以下「会計規則」という。）第26条第3項によると、20万円以上の機器・物品購入等の支払については、別に定める契約書等を調査の上で行うこととされている。また、会計規則第32条によると、固定資産は、耐用年数1年以上、取得価格20万円以上のものとされている。さらに、会計規則第38条によると、固定資産の管理については、固定資産台帳を設け、固定資産の名称等の記録を行い、管理の万全を期さなければならないとされている。

財団法人川崎市国際交流協会（以下「国際交流協会」という。）の財務書類をみたところ、28万9,989円のプロジェクターを購入して

いた。しかしながら、この購入に係る契約書は存在せず、会計規則第26条第3項に基づく事務処理が適正に行われていなかった。

また、会計規則第38条に基づく固定資産台帳への記録も行われておらず、平成21年度決算書において固定資産として計上されていなかった。

市は、国際交流協会に対し、会計規則に基づく適正な事務処理を行うよう指導されたい。また、固定資産を適正に計上し、正確な決算書を作成するよう併せて指導されたい。

(財団法人川崎市国際交流協会)

(2) 補助金の交付等を適正に行うべきもの

財団法人川崎市国際交流協会補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第10条第1項及び交付決定通知書に記載された条件によると、補助事業者は、補助金申請書添付書類の補助金総括表に記載された大区分の相互間において、いずれか低い額の20パーセントを超える経費の配分の変更がある場合は、あらかじめ変更申請書を市長に提出し、その承認を得なければならないとされている。

平成21年度の実績報告書をみたところ、申請時と比較して大区分の相互間において20パーセントを超える経費配分の変更があったにもかかわらず、補助事業者は変更申請書を提出していなかった。

また、交付要綱第16条によると、補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するとされているが、市は、補助事業等の変更などに伴う収支の変動があったにもかかわらず、当初交付決定した金額のまま補助金の額を確定していた。

市は、補助事業等の変更に当たっては、国際交流協会に対して、交付要綱に沿った手続を行うよう指導されたい。また、市は、補助金の額の確定に当たっては、補助対象事業の効果、収支等を的確に把握するとともに、交付要綱及び川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年規則第7号）に基づき適切に措置されたい。

（財団法人川崎市国際交流協会）

（総務局総務部交流推進課）

（3）契約事務を適正に行うべきもの

国際交流協会は、市から、外国人から日常生活などに関する相談を受け、情報提供と助言を行うとともに、必要に応じて関係機関等への紹介を行う外国人相談窓口事業を受託している。

委託契約書第9条第2項によると、委託料について精算した結果、残額を生じた場合には、市の指示に従いこれを返納しなければならないとされている。

委託契約書第9条第1項に基づき市に提出された収支決算書をみたところ、収支残額が生じていた。しかしながら、市は、委託契約書等で返納規定の適用条件を明示していないにもかかわらず、適用条件を相談窓口が開設できなかった場合のみとして、返納規定を適用していなかった。

また、この契約に係る支出についてみたところ、前金払で支出していた。前金払は債務金額が確定している場合に行われるものであり、返納規定があり債務金額が確定していない場合には適用されないものである。

市は、契約内容の整理を行うとともに、支出方法の見直し及び規定の適用条件の明確化を行うなど、契約書の見直しを検討されたい。

(総務局総務部交流推進課)

(4) 運用指針に基づく会計処理を行うべきもの

公益法人の設立許可及び指導監督基準についての運用に当たっての具体的、統一的な指針を定めた「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）」（以下「運用指針」という。）によると、貸借対照表の計上科目である引当資産については「法人の運営上将来必要な特定の支払いに充てることが明瞭であり、かつその支払い等が可能な限り明確に予定されているものに限られるべきである。」とされている。

財団法人川崎市心身障害者地域福祉協会（以下「地域福祉協会」という。）の引当資産である法人特別引当資産についてみたところ、引当の目的が単に将来に備えるためとされるのみで、資金使途が特定されておらず、支出の予定が明確となっていなかった。

市は、地域福祉協会に対して、運用指針に基づく会計処理を行うよう指導されたい。

(財団法人川崎市心身障害者地域福祉協会)

(5) 会計処理規程に基づく事務処理を行うべきもの

地域福祉協会は、会計処理を適正かつ円滑に行い、事業実績及び財政状態を明らかにするため、地域福祉協会会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）を定めている。

地域福祉協会の財産管理や計算書類の作成手続等についてみたところ、会計処理規程で備えることとされている物品台帳が整備されていなかったほか、会計処理規程で、監事の監査に付した後に理事会へ報告するこ

ととされている計算書類の一部について、これらの手続が行われていなかった。また、会計処理規程附則で別に定めることとされている会計処理規程細則が定められていなかった。

市は、地域福祉協会に対して、会計処理規程に基づく事務処理を行うよう指導されたい。

(財団法人川崎市心身障害者地域福祉協会)

(6) 補助金の交付手続について適正を期すべきもの

地域福祉協会に対する「障害者ふれあいショップ運営費補助金」について、補助金交付申請額の算出内訳書をみたところ、補助対象経費の一部が所要額を超えて申請されているにもかかわらず、交付申請額のとおり、補助金が交付されていた。

市は、補助金の交付手続に当たっては、交付申請額の算定に誤りがないか適正に審査を行うよう注意されたい。

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(7) 委託事業の実施に当たり適正を期すべきもの

市は、「在宅心身障害児（者）地域活動事業」及び「障害者ふれあい製品振興事業」について、地域福祉協会に対して、委託実施している。

これら委託事業のそれぞれの委託契約書及び実施要綱をみたところ、委託事業の内容として、「在宅心身障害児（者）地域活動事業」については、海水訓練事業、地域活動促進事業、知的障害児（者）本人部会活動事業等の事業名称が記載されているのみであり、「障害者ふれあい製品振興事業」についても、委託契約書において「（１）受注あっ旋、

（２）販路開拓、（３）普及・啓発、（４）その他事業の目的を達成す

るために必要な活動」と記載されるのみであり、実施要綱においても抽象的な説明が加えられているに過ぎず、委託事業の実施内容が具体的に示されていなかった。

また、「在宅心身障害児（者）地域活動事業」については、実施要綱によると、当該委託事業は「市内在住の心身障害児（者）を対象とし、地域社会の正しい認識と理解のもとに各種事業を通じて、その健全な育成を図ることを目的とする。」とされているが、事業報告書等をみたところ、例えば、知的障害児（者）を対象とする地域活動促進事業においては、地区行政担当者などを交えて行われている知的障害者親の会各支部の新年懇談会経費補助が実施された事業内容となっていたほか、肢体不自由児（者）を対象とする地域活動促進事業においても活動の活性化と新規会員の勧誘を図るため行われている肢体不自由児者父母の会各支部の懇親・懇談会経費補助が事業内容となっていた。さらに、知的障害児（者）本人部会活動事業においては、1泊2日の懇親旅行が事業内容の一部として実施されていた。

また、「障害者ふれあい製品振興事業」について、事業実施報告書をみたところ、実施したとされる事業の中に誤って地域福祉協会の自主事業が含まれていた。

委託事業の実施に当たっては、地域福祉協会は、委託契約書及び実施要綱に定められた事業目的の達成に向けて、効率的効果的な事業執行に努めるとともに、市の委託事業であるということを十分に踏まえて、適切に事業を実施しなければならない。また、事業の実施に当たっては、市は委託事業の内容をできるだけ明確にするとともに、市の委託料が充てられている以上、市が実施主体であるということを十分に認識した上で、事業が目的どおり実施されているかについて適切に検査確認を行わ

なければならない。

市は、委託事業の内容について具体的かつ明確に規定するなど委託契約書及び実施要綱の見直しを行うとともに、委託契約書等に基づく検査確認を徹底するなど適正に事業を実施されたい。

(財団法人川崎市心身障害者地域福祉協会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(8) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項として、次の事例があった。

ア 市の所有に属する備品の管理を適切に行うべきもの

廃棄等による不存在のため備品整理簿と照合できなかった事例

(総務局総務部交流推進課、健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

3 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) 事業報告書における収支報告について改善すべきもの

財団法人川崎市国際交流協会・東京ビジネスサービス株式会社共同事業体（以下「共同事業体」という。）から市に提出された川崎市国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）の収支報告書をみたところ、共同事業体としての収支報告書ではなく、代表団体である国際交流協会の国際交流センター事業の収支計算書等が提出されていた。指定管理者は、市に対して指定管理業務にかかわる正確な収支報告を行う必要があり、代表団体である国際交流協会と構成団体である東京ビジネスサービス株式会社の指定管理業務にかかわる収支報告を合わせ、共同事業体として収支報告書を提出する必要があった。これは平成19年度包括外部監査においても指摘されていたものである。

市は、事業の正確な収支を把握するためにも、指定管理者に対して、適切な収支報告を行うよう指導されたい。

(財団法人川崎市国際交流協会・東京ビジネスサービス株式会社共同事業体)

(総務局総務部交流推進課)

(2) 適正な事業報告を求めるべきもの

株式会社日本保育サービスから市に提出された川崎市宮前平保育園の事業計画書及び事業報告書についてみたところ、基本協定書等で規定されている「個人情報の保護についての対応」及び「地域及び関係機関との連携」について、年度当初に提出されていた事業計画書にはそれぞれの実施予定活動が記載されていたにもかかわらず、事業報告書には記載がなかった。

市は、指定管理の管理運営状況について、正確に把握し、適切に指導を行う必要があることから、適正な事業報告を求められたい。

(株式会社日本保育サービス)

(市民・こども局こども本部子育て施策部保育課)

(3) 指定管理業務の実績確認等について改めるべきもの

社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会から市に提出された川崎市中原老人福祉センターの事業報告書等についてみたところ、次のような事例があったので、効率的効果的な履行の確保という観点を踏まえた実績確認等を行うよう改められたい。

ア 事業報告書等の提出を求めるべきもの

基本協定書によると、事業報告書等については9月末及び年度末の

年２回、指定管理者から市に対して提出することとされていたが、市は９月末分の事業報告書等の提出を求めていなかった。

事業報告書等は、業務の進ちょく状況の的確な把握や業務実施上の課題等の整理に有効であることから、市は、基本協定書に従い、指定管理者に対して提出を求めるよう改められたい。

イ 事業報告及び評価の内容を改めるべきもの

事業計画書において定められた講座及び行事等の実施状況についてみたところ、転倒予防教室やリハビリ教室など、計画どおり実施されていない事例があった。

市は、指定管理に移行して初年度であったことや実際の運営に当たり開催場所等に課題があったためとしているが、指定管理者から提出された事業報告書には、こうした点について記載がなかった。

また、市が事業報告書の提出を受けて行っている指定管理業務に対する評価及び指導の内容をみたところ、計画と実績との比較検証などが行われていなかった。

市は、指定管理者に対して、事業報告に当たっては、事業報告書に講座及び行事等について計画未達成の理由や次年度以降の対応策等を具体的に記載させるよう指導するとともに、指定管理業務の評価等に当たっては、計画の達成状況や指定管理者から示された計画未達成の理由、対応策等を踏まえて評価を行うよう改められたい。

(社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(４) 基本協定書に従い費用負担を求めるべきもの

川崎市中原老人福祉センターの施設等の維持管理についてみたところ、基本協定書によると、指定管理者が負担することとされている施設の軽微な修繕のうち、福祉センター内池ろ過槽用ポンプ補修工事について、市の予算で執行されていた。

市は、指定管理者に対して、基本協定書に従い工事費の負担を求めるよう改められたい。

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(5) 正確な収支状況を報告すべきもの

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設共同運営事業体から市に提出された川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の収支報告について、会計帳簿等と照合したところ、報酬、福利厚生費、旅費交通費及び消耗品費の一部に誤って予算額が計上されていた。指定管理者は、市に対して、指定管理業務経費の正確な収支状況を報告する必要があった。

市は、公の施設の管理運営状況を的確に把握する必要がある、正確な収支状況を報告するよう指定管理者に対して指導されたい。

(川崎市有馬・野川生涯学習支援施設共同運営事業体)

(6) 協定変更等の適切な手続を行うべきもの

川崎市立多摩病院の指定管理者負担金（以下「負担金」という。）に係る納付通知手続についてみたところ、事前の協定変更手続を行うことなく、平成20年度は川崎市立多摩病院の管理運営に関する細目協定第18条で定める年2回の納付を1回の納付とし、21年度は2月末の納付期限を3月末として納付手続を行っていた。

これは、指定管理者と協定等に基づく負担金等の算出方法見直し協議

を継続して行っていたことを理由とする取扱いであるが、この負担金については、病院局の事業運営に係る資金管理計画にも影響を与えるものであり、また、変更取扱いの決定手続を指定管理者とともに明らかにしておく必要があることから、市は、協定等の定めと異なる取扱いを行う場合には、協定変更等の適切な手続を行われたい。

(病院局経営企画室)

(7) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項の概要は次のとおりである。

ア 指定管理施設の備品管理等を適切に行うべきもの

(ア) 市からの引継備品が登載漏れ及び廃棄等により備品整理簿と照合できなかった事例

(総務局総務部交流推進課、市民・こども局こども本部子育て施策部保育課、健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(イ) 購入した備品が備品整理簿に登載されていなかった事例

(市民・こども局こども本部子育て施策部保育課、健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(ウ) 長期未使用の保管備品について有効活用を検討すべき事例

(市民・こども局こども本部子育て施策部保育課、健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(エ) 協定書に基づく備品の管理台帳等が整理されていなかった事例

(財団法人川崎港湾福利厚生協会)

イ 指定管理経費を正確に計上すべきもの

市に提出された収支報告に指定管理経費以外の経費が計上されてい

た事例

(株式会社サクセスアカデミー、財団法人川崎港湾福利厚生協会)

ウ 施設管理に当たって行うべき事務について見直すべきもの

市から指定管理施設の専用部分の許可を受けた者に対する指定管理者の施設管理事務が誤っていた事例

(財団法人川崎港湾福利厚生協会)

エ 指定管理施設の決算関係書類等について見直すべきもの

市へ提出された固定資産明細書が法人全体のものであったため、指定管理施設に係る固定資産の把握ができなかった事例

(病院局経営企画室)

オ 事業報告内容の充実を図るべきもの

事業計画書に定めている活動内容について、その活動結果が事業報告書だけでは十分に把握できなかった事例

(病院局経営企画室)

参考資料

財政援助団体等監査の対象団体及び対象施設の概要

(基本財産は平成22年3月31日現在)

1 財政援助団体

(1) 学校法人聖マリアンナ医科大学

財政援助の概要

設立年月日	昭和46年1月27日
設立目的	教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教の人類愛に根ざす生命の尊厳を基調とする医学及び看護学教育を行い、豊かな人間性と高い倫理観を備えた医療人を育成することを目的とする。
財政援助の種類	補助金 3億7,798万円
主な補助金	総合周産期母子医療センター整備事業補助 2億1,000万円 救命救急センター運営費補助 6,686万円 救命救急センター医療設備整備事業補助 4,050万円 新生児集中治療室運営費補助 3,000万円 夜間急患センター設備整備事業補助 2,572万円

2 出資団体

(1) 財団法人川崎市国際交流協会

団体の概要

設立年月日	平成元年8月25日
設立目的	川崎市内の外国人や市民に対する内外の情報の提供及び産業都市としての川崎市の特性を生かした市民レベルでの国際交流活動を推進することにより、川崎市の一層の国際化を図り、国際相互理解の増進と国際友好親善に寄与することを目的とする。
基本財産	3億円
本市の出捐状況	3億円(100%)

(2) 財団法人川崎市心身障害者地域福祉協会

団体の概要

設立年月日	昭和60年4月1日
設立目的	心身障害者(心身障害児を含む。以下同じ。)の社会参加の促進や更生援護に関する事業を行うとともに、地域の福祉活動グループの育成と連携により地域福祉活動の活性化を図り、もって川崎市内に居住する心身障害者とその家族の福祉の向上に寄与することを目的とする。
基本財産	1,500万円
本市の出捐状況	1,000万円(66.6%)

(3) 川崎市住宅供給公社

団体の概要

設立年月日	昭和44年5月1日
設立目的	住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
基本財産	1,000万円
本市の出捐状況	1,000万円(100%)

3 指定管理者

(1) 財団法人川崎市国際交流協会・東京ビジネスサービス株式会社共同事業体

公の施設の名称 川崎市国際交流センター

施設の概要

設置目的	市民の国際理解を増進するとともに、国際的な文化交流及び市民交流を促進することにより相互理解を深め、もって市民の文化の向上及び国際友好親善の発展に寄与するため。
設置場所	川崎市中中原区木月祇園町2番2号
主な事業内容	1 国際交流に関する情報及び資料の収集及び提供を行うこと。 2 国際交流に関する研修会、講演会等を行うこと。 3 国際交流を促進するための行事を行うこと。 4 施設及び設備を利用に供すること。 5 その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
指定管理料	1億6,213万円

(2) 株式会社サクセスアカデミー

公の施設の名称 川崎市塚越保育園

川崎市南平間保育園

施設の概要

ア 川崎市塚越保育園

設置目的	児童福祉法第39条に基づき、日々保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育するため。
設置場所	川崎市幸区塚越4丁目345番地11
主な事業内容	1 児童福祉法第24条第1項の規定による保育 2 児童福祉法第48条の3第1項の規定による情報の提供、相談及び助言 3 延長保育
指定期間	平成19年4月1日から平成24年3月31日まで
指定管理料	1億2,099万円

イ 川崎市南平間保育園

設置目的	児童福祉法第39条に基づき、日々保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育するため。
設置場所	川崎市中原区上平間1,183番地
主な事業内容	1 児童福祉法第24条第1項の規定による保育 2 児童福祉法第48条の3第1項の規定による情報の提供、相談及び助言 3 延長保育 4 一時保育
指定期間	平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
指定管理料	1億5,266万円

(3) 社会福祉法人厚生館福祉会

公の施設の名称 川崎市たちばな中央保育園

施設の概要

設置目的	児童福祉法第39条に基づき、日々保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育するため。
設置場所	川崎市高津区千年1,300番地
主な事業内容	1 児童福祉法第24条第1項の規定による保育 2 児童福祉法第48条の3第1項の規定による情報の提供、相談及び助言 3 延長保育 4 一時保育
指定期間	平成19年4月1日から平成24年3月31日まで
指定管理料	1億2,114万円

(4) 株式会社日本保育サービス

公の施設の名称 川崎市宮前平保育園

施設の概要

設置目的	児童福祉法第39条に基づき、日々保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育するため。
設置場所	川崎市宮前区宮前平2丁目11番地6
主な事業内容	1 児童福祉法第24条第1項の規定による保育 2 児童福祉法第48条の3第1項の規定による情報の提供、相談及び助言 3 延長保育 4 一時保育
指定期間	平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
指定管理料	1億7,178万円

(5) 社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市中原老人福祉センター

川崎市新城老人いこいの家

施設の概要

ア 川崎市中原老人福祉センター

設置目的	老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため。
設置場所	川崎市中原区井田3丁目16番2号
主な事業内容	1 老人のための生活相談及び健康相談に関すること。 2 老人のための機能回復訓練、レクリエーション等の実施に関すること。
指定期間	平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
指定管理料	5,604万円

イ 川崎市新城老人いこいの家

設置目的	老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図るため。
設置場所	川崎市中原区下新城1丁目2番4号
主な事業内容	老人に対し健全ないこいの場を提供すること。
指定期間	平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
指定管理料	265万円

(6) 財団法人川崎港湾福利厚生協会

公の施設の名称 東扇島福利厚生センター

施設の概要

設置目的	船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設を提供するため。
設置場所	川崎市川崎区東扇島78番地1
主な事業内容	船舶乗組員又は港湾労働者の福利厚生事業を実施すること。
指定期間	平成19年4月1日から平成24年3月31日まで
指定管理料	4万円

(7) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設共同運営事業体

公の施設の名称 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設

施設の概要

設置目的	地域における市民の主体的な学習活動の支援を行うことにより、生涯学習の振興を図り、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の構築に寄与するため。
設置場所	川崎市宮前区東有馬4丁目6番1号
主な事業内容	1 市民の主体的な学習活動を支援するために施設及び設備を利用に供すること。 2 図書、資料等を備え、及び利用に供すること。 3 その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
指定管理料	4,726万円

(8) 学校法人聖マリアンナ医科大学

公の施設の名称 川崎市立多摩病院

施設の概要

設置目的	市民の健康保持に必要な医療を提供するため。
設置場所	川崎市多摩区宿河原1丁目30番37号
主な事業内容	市民の健康保持に必要な医療を提供すること。
指定期間	平成18年4月1日から平成48年3月31日まで
基本協定書に基づく指定管理料等	91億3,003万円